

東尾張地区社会人リーグ審判要項

第1条 チーム帯同

- (1)原則、3級以上の審判1名以上、4級審判2名以上の帯同審判員を義務付ける。
・新規登録チームは今年度中に4級審判資格を取得し、早急に3級を取得すること。

第2条 審判

- (1)1部の主審は3級以上、副審は4級以上とする。
・3級帯同審判がないチームは、3級審判を必ず用意し、主審は3級以上で実施すること。
- (2)2部の審判(主審・副審)は4級以上とする。
- (3)主審は、試合開始時間を厳守し、次の試合時間に影響を及ぼさないようにすること。

第3条 服装

- (1)主審・副審は審判服を必ず着用すること。
・審判服、審判スボン、審判ストッキングを着用すること。
(黒だからといって、ユニフォームパンツ・ストッキング、ハーフパンツは着用しないこと。)
- (2)審判員も装身具を身につけることを認めない。

第4条 競技規則

- (1)(公益財団法人)日本サッカー協会「競技規則」に準ずる。

第5条 その他

- (1)審判は、試合開始30分前に当番チームに審判員証(写真が貼ってあるもの)・ダイアリーを提示する。
当番チームは、各試合毎に審判員証(写真が貼ってあるもの)・ダイアリーを確認し、氏名及び審判級を試合結果とともに報告すること。
- (2)審判レベル向上のため、審判部長、インストラクター、及び協会役員より助言することとします。
- (3)1部上位の県リーグ昇格トーナメント参加資格獲得チームで、3級以上の帯同審判員が居ない場合は、県リーグ昇格トーナメント参加資格を剥奪する場合があります。